

令和 7 年 6 月 1 9 日
中 部 地 方 整 備 局

契約違反に係る指名停止措置について

指名停止措置の概要

- 指名停止措置業者名 : 株式会社安部日鋼工業
及び住所 : 岐阜県岐阜市六条大溝 3 - 1 3 - 3
- 指名停止措置期間 : 令和 7 年 6 月 1 9 日から令和 7 年 7 月 1 8 日まで (1 ヶ月)
- 指名停止措置の範囲 : 中部地方整備局管内
- 事 実 概 要
(株) 安部日鋼工業は、中部地方整備局発注の「令和 4 年度 設楽ダム国道 257 号 4 号橋 P C 上部工事」において、令和 5 年 9 月 1 9 日、工事現場で二次下請の作業員が転落する工事関係者事故が発生した際、土木工事共通仕様書にて定められた監督職員への連絡が行われなかった。
- 指名停止措置理由
工事施工中の事故について、(株) 安部日鋼工業による監督職員への連絡が行われなかったことは、契約関係図書に違反するものであり、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」(昭和 59 年 3 月 29 日付け建設省厚第 91 号。以下「指名停止措置要領」という。) 別表第 1 第 4 号 (下記参照) に該当する。
よって、本件の指名停止期間は、1 ヶ月とする。

<指名停止措置要領 別表第 1 >

措 置 要 件	期 間
(契約違反) 4 第 2 号に掲げる場合のほか、地方整備局発注工事の施工に当たり、契約に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 2 週間以上 4 ヶ月以内

配布先 中部地方整備局記者クラブ

○ 問い合わせ先	総務部 契約課長 橋本 俊也 課長補佐 渡久地 真紀子	電話番号 (0 5 2) 9 5 3 - 8 1 3 8
----------	--------------------------------	------------------------------